

[第2号報告]

2. 会費滞納会員の取り扱い

会費滞納会員の取扱い

定款第 10 条 1 項 1 号にもとづき、2016 年度からの会費を滞納した会員 499 名については、その会員資格を喪失したものとして扱う。